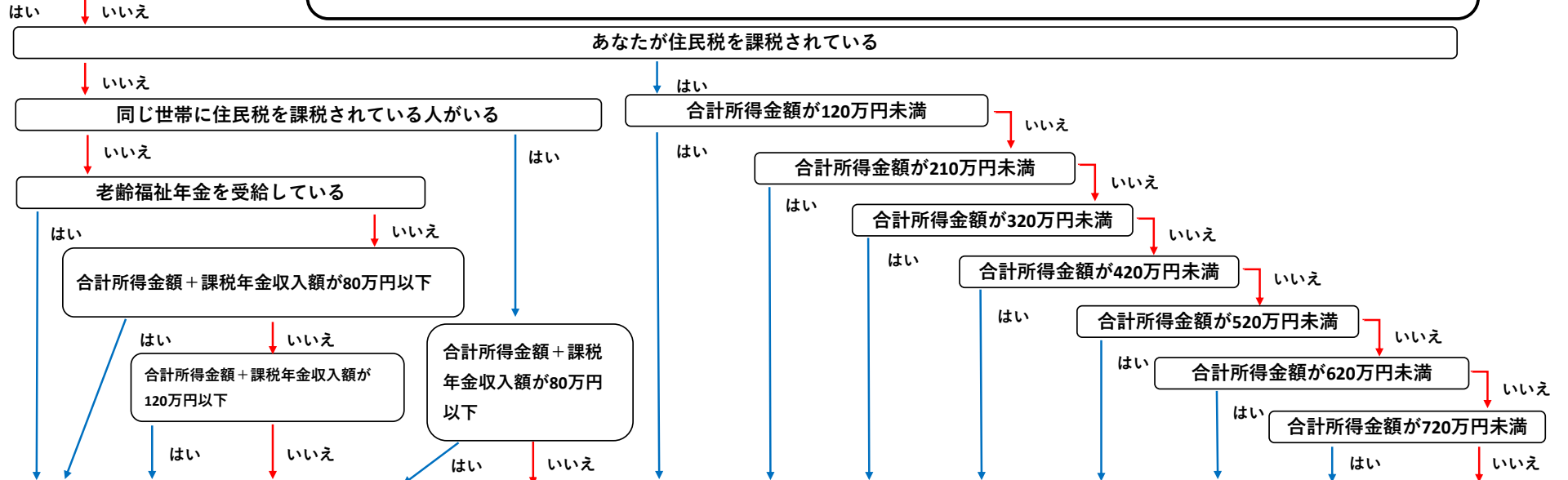


スタート

生活保護を受給している

【介護保険料の計算方法】

明和町介護保険事業計画に基づく、令和6年度から令和8年度までの65歳以上の方の介護保険料は、住民税の課税状況・年金収入等によりフロー図のとおり区分されます。



	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
保険料算定式	基準額 × 0.285	基準額 × 0.485	基準額 × 0.685	基準額 × 0.90	基準額 × 1.00	基準額 × 1.20	基準額 × 1.30	基準額 × 1.50	基準額 × 1.70	基準額 × 1.90	基準額 × 2.10	基準額 × 2.30	基準額 × 2.40
保険料年額	19,920円	33,840円	47,760円	62,640円	69,600円	83,520円	90,480円	104,400円	118,320円	132,240円	146,160円	160,080円	167,040円
保険料月額	1,660円	2,820円	3,980円	5,220円	5,800円	6,960円	7,540円	8,700円	9,860円	11,020円	12,180円	13,340円	13,920円
対象者	住民税非課税世帯 ●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●本人の年金収入等が80万円以下の方			●世帯に住民税課税者がいる場合で、本人が住民税非課税で年金収入等が80万円以下の方	明和町基準額 ●世帯に住民税課税者があり、本人が住民税非課税者で「第4段階」以外の方	●本人が住民税課税者で合計所得金額が120万円未満の方	●本人が住民税課税者で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	●本人が住民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	●本人が住民税課税者で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	●本人が住民税課税者で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	●本人が住民税課税者で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	●本人が住民税課税者で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	●本人が住民税課税者で合計所得金額が720万円以上の方

※合計所得金額及び課税年金収入額はそれぞれ前年中のもので計算します。